

官民協働 (PFI) 刑務所に関する知識獲得と刑務所に対する態度の変容

—出所者の社会的包摂に有効な情報とは何か—¹⁾

上 瀬 由美子 (立正大学心理学部)

The relationship between acquisition of knowledge on Rehabilitation Program Center (PFI prison in Japan) and attitude change for correctional facilities:
Effectual information for the social inclusion of people with criminal records

Yumiko KAMISE (*Faculty of Psychology, Rissho University*)

Abstract

This study focused on the relationship between acquisition of knowledge on Rehabilitation Program Center (PFI prison in Japan) and attitude change for the correctional system. An experiment was conducted on 223 undergraduate students. All subjects were provided with the information about PFI prisons under 4 conditions where 4 different types of information were given: (1) prisoner's life, (2) management of the facilities, (3) both (1 and 2) information and (4) no information (controlled condition). After reading the information, they answered the questions on their attitudes toward PFI prisons and former prisoners. As a result, the psychological distance of the students in (1)(2)(3) conditions against the former PFI prisoners were shorter than students under the controlled condition. The trust against a prison facilitated the positive attitudes toward a former prisoner in general. In the conclusion, regarding the social inclusion of people with criminal records in Japan, I have discussed the importance of enhancing the confidence of correctional facilities in general and the effectiveness of publicity for the reformation system.

Key words : social inclusion, transparentizing the prison system, social and institutional support, prison, contact hypothesis

問 題

矯正施設や受刑者および刑務所出所者に対する固定化されたイメージ (ステレオタイプ・偏見) が、刑務所出所者の社会的包摂を妨げる一因として指摘されている (上瀬, 2016a)。本研究では、大学生に「官民協働 (PFI) 刑務所」に関する情報を提示し、提示内容によって矯正施設に対する態度や、受刑者および刑務所出所者に対する態度に違いがみられるかを検討した。

刑務所出所者に対する社会的包摂の必要性

犯罪白書 (2012) によれば、保護観察対象者の再犯率は、有職者が7.4%であるのに対し無職者は36.3%であり、就労が社会復帰の鍵となることが示されている。国は2006年度以降「刑務所出所者等総合的就労支援対策」に基づき、支援を必要とする受刑者へ教育や就労支援を行ったり、協力雇用主の開拓確保や就労受け入れの推進などを進めている。現在では、人数でみると

毎年2,000人以上の刑務所出所者等が就労に至っている (犯罪白書, 2012)。しかし一方で、保護観察対象者のうち2割以上が無職状態で保護観察を終了している。また就職後の定着率の低さや、就労形態や就労業種の偏りなどの問題も同時に指摘され、支援の難しさも明らかになっている。

出所者の就労を困難にしている背景には、対人関係・社会適応能力に問題を抱える当事者が少なくないことだけでなく、非行・犯罪歴があること自体が関係している (犯罪白書, 2012)。対人関係・社会適応能力については当事者自身を変えていかなければならない問題であり、これについて近年では刑務所での職業訓練や保護観察対象者へ講習など様々な教育がその機会を提供している。他方、非行・犯罪歴があること自体が就労を困難にさせているというもう一方の側面は、他のスティグマと同様に社会的な問題であり、その改善には社会の中に存在する (元) 受刑者に対する否定的なステレオタイプや偏見を変容させていくことが必要と

なる。社会心理学領域での社会的排斥 (social exclusion) に関する一連の研究 (Baumeister & Leary, 1995 など) から、特定の人々に対する社会的排除が社会全体の劣化につながることを示す知見が蓄積されている (浦, 2009)。社会全体の利益を鑑みても、出所者を社会的に排除するのではなくどのようにして社会的に包摂するかを検討することが重要である。

官民協働 (PFI) 刑務所による矯正システムの可視化の試み

国は、2007年より新しい刑事政策として「官民協働 (PFI: Private Finance Initiative) 刑務所」をスタートさせた。日本の刑務所はこれまで主として公務員が刑務所運営を担ってきたが、PFI 刑務所は公務員である刑務官と民間人の職員が協働する新しい形の刑務所である。PFI 刑務所は刑務所の過剰収容改善を第一の目的として開設が進められたが、同時に設立の基本理念として「国民に理解され、支えられる刑務所」が掲げられ、国民・地域との共生による運営が目指されている。具体的には、地元住民の雇用や地元生産物の使用といった試みがなされ、従来の一般刑務所とは異なる迷惑施設からの脱却が図られている。一般的な従来型の刑務所と比べて施設に対する住民の直接的接触も多い (島根県立大学 PFI 研究会, 2009; 西田, 2012)。これらの点から、PFI 刑務所は、矯正に関連するシステムの可視化を試みた事例とも位置づけられ、従来型刑務所とは一線を画す制度といえる。また、PFI 刑務所はその理念の中に社会的包摂を含有している。現在、PFI 刑務所は日本に4箇所開設されているが、各施設では、受刑者に対し資格取得などの教育や出所後の就労支援を行い、出所者の社会復帰のサポートを積極的に行なっている。この点も、従来型の一般の刑務所とは異なる新たな特徴である。

PFI 刑務所開設による社会的包摂の効果

この PFI 刑務所については、その新たな取り組みが実際に近隣住民に矯正の存在を知らしめ、矯正施設や受刑者および刑務所出所者 (以降、(元) 受刑者) を社会に包摂する一助になることが明らかになっている。

例えば上瀬・高橋・矢野 (印刷中) は、PFI 刑務所の第1号である山口県的美祢社会復帰促進センターに注目し、近隣住民に意識調査を行った。この地域には2007年以前に刑務所はなかったが、地元の誘致運動によって PFI 刑務所が開設された経緯がある。意識調査の結果、開設からおよそ3年を経過した2010年時点で、PFI 刑務所の存在は住民の97%に認知されていた。また開設について初めて聞いた時のこと、施設に対する現在の考え、それぞれについて住民に尋ねたところ、

開設前には施設が出来ることに抵抗を感じたとするもの (抵抗有群) はおよそ半数であったが、現在の抵抗有群はおよそ10%程度と大きく減少していた。

また、上瀬ら (矢野・上瀬・齋藤, 2014; 上瀬, 2013) では、地元誘致という同様の経緯で開設された島根県の PFI 刑務所 (島根あさひ社会復帰促進センター) 近隣住民に調査を行っている。島根あさひにおいても、近隣住民の98%がセンターを認知しており、開設前にはおよそ半数であった抵抗有群が、開設からおよそ5年を経たおおよそ10%程度へ減少していた。

一方、上瀬 (2016b) では、従来型の刑務所があった土地に国が PFI 刑務所を開設した栃木県の事例 (喜連川社会復帰促進センター) に注目し、上記と同様の住民調査を実施している。その結果、開設からおよそ7年を経た調査時点での施設認知度は91%と高く、抵抗有群も当初のおよそ4割から10%程度へと減少していることが示された。

従来型刑務所の近隣住民への調査が行なわれていないため正確な比較はできないが、上記3施設近隣住民調査における施設認知度の高さや抵抗感の低さから、PFI 刑務所が基本理念として掲げた「国民に理解される刑務所」という点において、一定の成果を上げることがうかがえる (上瀬ら, 2015; 上瀬, 2010, 2016a)。

また上瀬ら (印刷中) では、態度変容の背景を詳細に分析し、施設に対する様々な形の接触 (メディアを通じての間接的情報接触や見学会などの直接的接触など) が多いほど、施設に対する抵抗感が低く、また (元) 受刑者に対する態度も受容的であることを明らかにしている。

ステレオタイプ・偏見低減研究における「社会的・制度的支持」と社会的包摂

ところで、これまでのステレオタイプ・偏見低減研究において、最も重要な理論的支柱となってきたのが接触仮説 (Allport, 1954) である。Allport (1954) によれば、偏見は、多数者集団と少数者集団とが対等の地位で共通の目標を追求する接触によって減少すると指摘されている。その際に、接触が制度的な支援 (法律や慣習など) によって是認されている場合や、接触が二つの集団メンバー間の共通の利害や共通の人間性などについての知覚を呼び起こしている時に一層効果的と記されている。ほかに、Cook (1985) は、地位の平等性・ステレオタイプを反証する行動を促進する関係・相互依存性 (共通の目標で協力)・個人として知り合う機会・平等な関係を良しとする社会規範の5つを指摘している。また Brown (2010) は、望ましい接触に最も重要なものとして、社会的および制度的な支持・

十分な時間と回数・対等な地位・協同の4つを挙げている。

これら接触の効果に関する研究は、協同学習場面で数多く検証されてきており、相互作用の頻繁性や、相互依存的な関係の有効性、あるいは地位の対等性などはその重要性が確認されてきている。しかし、接触生起の前提とされる社会的・制度的支持については、他の要因と比較すると接触との関連はこれまで十分議論されてこなかった（上瀬ら、印刷中）。これには、従前の接触効果検証研究の多くが、教師が生徒に接触を導くような学級内での協同学習に焦点をあてて行なわれており（例えば Lucker, Rosenfield, Sikes, & Aronson, 1976）、教師等の権威者による社会的・制度的支持が検証開始時からある程度整っている場合が多かったことが関係していると考えられる。しかしながら、ステレオタイプ・偏見の低減が求められる現実の社会的状況では、必ずしも人々に態度変容を促す社会的・制度的支持は整っていない。これをふまえて、前述の上瀬ら（印刷中）では、PFI 刑務所開設の際に先立って行われる説明会を、これまで十分に検討されてこなかった「社会的・制度的支持」のひとつの形として位置づけ、開設後の施設との接触との関連を検討している。その結果、説明会評価の高さが、その後の接触を促進させることが明らかになっている。このことから、従来、有効な接触の際に必要な要因とされた「社会的・制度的支持」が、現実場面では接触に先んじて必要な要因であることが示唆されている。

態度変容を生じさせた情報

上瀬ら（印刷中）が目にした PFI 刑務所開設の事例においては、事前説明会評価が社会的・制度的支持を明示し開設後の接触を増加させること、そして住民は施設見学や民間職員を通じた接触の結果として、施設に対する抵抗感を低減させ、(元) 受刑者に対する受容的態度を促進させることが明らかになっている。

しかしながら、かれらの研究において、「説明会評価」として測定されたのは、回答者自身が説明会で施設について理解した程度や説明会がきちんと行われたと評価した程度であり、説明会でどのような情報が獲得され理解につながったのかについては明らかになっていない。また、接触場面においても、開設後の様々な接触が施設や(元) 受刑者による態度を変容させたことは示されているが、その接触によって得られたどのような情報が肯定的な態度に結びついたのかは明らかではない。PFI 刑務所による(元) 受刑者の社会的包摂促進を念頭においた場合、住民説明会や広報活動にてどのような情報を提供することが、一般の人々の態度変容を生じさせやすいのか明らかにすることが重

要と考える。

PFI 刑務所および(元) 受刑者に対する態度にかかわる個人差

上瀬らの一連の研究では、矯正施設や(元) 受刑者に対する態度変容に与える個人差要因については特に検討はなされていない。ただし、既存の裁判過程研究等をふまえると、いくつかの個人差要因がその態度に影響を与えることが推察される。

そのひとつは、公正世界信念 (Belief in Just World: Lerner, 1980) である。例えば、白井 (白井, 2010, 2011; 白井・サトウ・北村, 2011) では、公正世界信念が裁判過程における厳罰化に関連していることを明らかにしている。また村山・三浦 (2016) では、公正世界信念に関する3つの側面が抽出され、このうちの積極的公正世界信念が被害者との心理的距離をもたらすこと、内在的公正世界信念が加害者への厳罰志向や非人間化につながることを明らかにしている。これらはいずれも裁判での刑罰判断の過程に注目したものであり、刑が確定した後の受刑者あるいは出所者への態度との関連は分析されていない。しかし社会的ステイグマ研究の知見に基づくと、一般に、逸脱の原因が本人の責任に帰属されると社会的排除が強くなることが示されている (Weiner, Perry, & Magnusson, 1988)。従って、社会で普及する否定的ステレオタイプを背景として(元) 受刑者は本人の責任において社会的に逸脱した経験をもつものと認知されやすく、そして公正世界信念が高く社会的ルールを遵守するもの者ほど(元) 受刑者に対して否定的な態度を抱くことが予測される。ただし、裁判過程の研究においては、裁判制度に対する信頼が高い場合には、公正世界信念が高い人においても逸脱者への否定的態度が抑制されることを示唆する知見もある (深草・浦, 2009)。このため、矯正に対する態度変容を検討する場合には、刑務所一般に対する信頼を含めて検討することが必要と考える。

本研究の目的

本研究では、上記の問題をふまえて、以下の目的を設定する。

第1の目的は、PFI 刑務所に対するどのような知識獲得が、施設や出所者に対する受容的態度に関連するのかを明らかにすることにある。前述のように、PFI 刑務所開設によって住民の施設に対する抵抗感が低減し、(元) 受刑者に対する態度も受容的に変化していることが示されている。しかしながら、どのような情報が効果的であったのかは明らかではない。このため、本研究では、PFI 刑務所について事前知識がない大学生に、

当該施設に対する情報を提示する実験を行う。提示情報とするのは、(1)受刑者情報（受刑者の生活や職業訓練の様子）、(2)施設運営情報（地域共生と可視化された施設運営）の2点である。これはPFI刑務所について説明会や施設のホームページ等で住民に提供された情報のうち、設立理念にかかわるものとして特に強調されている部分である。実験では、いずれの情報により肯定的態度を促進させるかを明らかにするために、(1)のみ情報提示する群、(2)のみ情報提示する群、(1)と(2)両方を提示する群、何も提示しない群（統制群）を設定し、比較を行う。各情報の詳細については、各施設のホームページ、法務省が公表しているPFI手法による刑務所の整備・運営事業実施方針等を参考にした。また、従属変数として、PFI刑務所に対する態度および、PFI刑務所出所者に対する心理的距離、(元)受刑者一般に対する受容的態度の3点を測定する。

本研究の第2の目的は、公正世界信念および刑務所一般に対する信頼が、出所者に対する受容的態度に関連するのかを明らかにすることである。本研究では、出所者に対する態度を、PFI刑務所出所者に対する心理的距離と、(元)受刑者一般に対する受容的態度の2点から測定する。そして「公正世界信念が高いものは、出所者に対する受容的態度が低い、刑務所一般に対する信頼が高いものにおいては、出所者に対する態度の差はみられない」との仮説を提出し、これを検証する。

これら2つの目的に沿い、本研究では、実験参加者に、PFI刑務所に対する情報を提示し、その後で、PFI刑務所や出所者への態度に違いがみられるかを検討する。また、情報提示前に参加者の公正世界信念と刑務所一般に対する信頼も尋ね、態度変容との関連を分析する。

方法

実験参加者

実験に参加したのは、都内大学の心理学部学生223名である。このうち回答に不備があったものをのぞく、214名を対象とした。平均年齢は、20.3歳（SD=1.14）である。

実験手続き

実験参加者は、まず、公正世界信念、刑務所一般に対する信頼、「PFI刑務所という国の施設について聞いたことがあるか否か」について尋ねる質問紙に回答した。その後、実験参加者はPFI刑務所に対する説明文（実験条件によって異なる）を読み、その後でPFI刑務所や出所者について尋ねる項目に回答した。PFI刑務所に関する説明の冒頭は、以下の通りである：官

民協働刑務所とは、日本で2007年からスタートした新しい形の刑務所です。公務員と一緒に民間の職員が施設内で働く、官民協働（PFI）方式で運営されています。「社会復帰促進センター」という名前で全国に4箇所開設されています。

上記説明文は全員に提示されたが、それに続く説明文は4つの実験条件ごとに以下のように異なっている。**条件1 受刑者情報提示群**：受刑者が現実社会に近い状況で生活することや、その中で受ける職業訓練や改善指導について、以下の説明が提示された。

官民協働刑務所では、受刑者の再犯防止を優先課題とし、教育や職業訓練に力を入れています。例えば、就職に必要なパソコン技能や各種資格を習得する科目を受講できるように設定されています。出所後の就労支援も積極的に行なわれています。また、受刑者が安定した心情で職業訓練や改善指導に打ち込める生活環境とするために、コンクリート塀や鉄格子等のない新しい形の刑事施設となっています。一般社会に近い環境とするため、防犯管理に留意した上で、居室を個室にする、特定のエリアでは受刑者が1人で歩けるなどの工夫もなされています。

条件2 施設運営情報提示群：地元と施設の共生の取り組みや、見学会や業者選定手続きなどで透明な運営が試みられていることについて、以下の説明が提示された。

官民協働刑務所は「地域との共生」を理念とし、地域の人を民間職員として積極的に雇用するなどの取り組みを行なっており、地域経済の活性化に貢献しています。また施設見学会を設けるなど、刑務所の取り組みが多くの人に知られるよう様々な活動を行なっています。最近行なわれた調査によると、官民協働刑務所近隣住民のおよそ3人にひとりが施設を見学したことがあると回答し、地元において身近な施設となっています。4カ所ある官民協働刑務所のうち2カ所は、地元誘致によって開設されたものです。国が官民協働刑務所を建設する地域を募集し、立候補した地域・業者から公正な審査に基づいて開設地域と民間業者が選ばれました。

条件3 両情報提示群：条件1と2の両説明が提示された。

条件4 統制群：施設に対する詳細な説明は提示されず、冒頭の説明文のみが示された。

態度測定

(1) **PFI刑務所認知度**：「あなたは、「官民協働（PFI）刑務所」という国の施設の名前を、聞いたことがあり

ますか」と尋ね、「はい」か「いいえ」で回答を求めた。

(2) **PFI 刑務所に対する認識**：上瀬ら（印刷中）をもとに、「受刑者が更生しやすい」など刑務所に対する認知を尋ねる26項目を作成した。参加者には、「次の特徴は、従来の一般的な刑務所と、新しい形の官民協働刑務所と、どちらにあてはまると思われますか」と尋ね、この19項目について「1. 一般刑務所のほう」「2. どちらかといえば一般刑務所のほう」「3. どちらともいえない」「4. どちらかといえば官民協働刑務所のほう」「5. 官民協働刑務所のほう」の最も近いところに○をつけるよう求めた。

(3) **PFI 刑務所出所者に対する心理的距離**：「官民協働刑務所から出所した『同世代・同性の人』と、以下のようなことをすることに、あなたはどの程度抵抗を感じますか、感じませんか」と尋ね、「同じ地区に住む」など11項目について「1. 全く抵抗を感じない」「2. あまり抵抗を感じない」「3. やや抵抗を感じる」「4. 強い抵抗を感じる」のうち最も近いところに○をつけるよう求めた。

(4) **(元) 受刑者一般に対する受容的態度**：上瀬ら（印刷中）の（元）受刑者一般に対する態度を測定する8項目に、本研究で独自に作成した項目10項目を加え、計18項目を設定した（Table 2）。参加者には「次にあげる項目は、あなた自身のお考えにどのくらいあてはまりますか」と尋ね「4. そう思う」「3. ややそう思う」「2. あまりそう思わない」「1. そう思わない」の4件法で回答を求めた。

(5) **公正世界信念**：今野・堀（1998）より「この世の中では努力はいつか報われるようになっている」「悪いことをしたものは必ずその報いをうける」の2項目を用い、単純加算をもって尺度得点とした（ $\alpha=.59$ ）。

(6) **刑務所一般に対する信頼**：「日本の刑務所は信頼できる」「日本の刑務所はしっかりと運営されている」の2項目を独自に作成し、単純加算をもって尺度得点とした（ $\alpha=.86$ ）。

結果

PFI 刑務所（社会復帰促進センター）に対する認知度

「社会復帰促進センター」について知っていたものは4名であり、全体の1.9%であった。本研究では、新たな知識を提供した後の態度の差を検討することを目的としているため、この認知者4名をのぞく、210名を以降の分析対象者とした。各条件別にみた分析対象者の人数は、第1条件 $N=51$ 、第2条件 $N=52$ 、第3条件 $N=53$ 、第4条件 $N=54$ である。

PFI 刑務所に対する認識

PFI 刑務所の特徴について一般の従来型刑務所と比較する形で尋ねた26項目の回答について最尤法を用いて因子分析し、固有値の推移から4因子を抽出した。この4因子についてプロマックス回転を行ったあと、どの因子にも負荷量が0.35に満たなかった7項目を削除し、残りの19項目について因子分析（最尤法・プロマックス回転）を実施したところ、Table 1に示すようになった。

第1因子は「受刑者が中で、施設の中でつらい思いをする」「受刑者の生活環境が、一般社会に近い（-）」など、受刑者生活と一般社会の類似・乖離に関する項目に高い負荷量を示した。そこで、第1因子は「受刑者生活」と命名した。第2因子は、「公平・公正な手続きで、施設が開設された」「施設内での不正が行なわれにくい」など、施設の公正な運営を評価する項目に負荷量が高くなっていた。そこで第2因子は「公正運営」と命名された。第3因子は、「地域の人にとって、身近な施設である」「地域の人に施設の中の様子が知られている」など、施設が地域の人から理解されているか否かに関する項目に負荷量が高かった。このため、「地域共生」と命名された。第4因子は、「出所後に再び刑務所に入所してしまう受刑者の割合が高い（-）」「出所後に、受刑者が再び犯罪をしなくなる」など、受刑者が出所した後で再犯しにくいことを評価する項目に負荷量が高くなっていた。そこで第4因子は、「再犯防止」と命名された。この因子分析の結果をもとに、各因子にのみ因子負荷量が0.35以上の項目を尺度項目として選出し回答を単純加算し項目数で割る形で、「受刑者生活」($M=3.13$ $SD=0.64$ $\alpha=.78$)、「公正運営」($M=3.01$ $SD=0.62$ $\alpha=.71$)、「地域共生」($M=3.90$ $SD=0.57$ $\alpha=.74$)、「再犯防止」($M=3.42$ $SD=0.64$ $\alpha=.70$)の4尺度を作成した。なお「受刑者生活」については合計得点の解釈がしやすいよう、正の負荷量を示した項目の方を逆転項目として位置づけた。

PFI 刑務所出所者に対する心理的距離

官民協働刑務所から出所した「同世代・同性の人」に対する心理的距離を測定した11項目を主成分分析した結果、全項目が第1主成分に0.50以上の負荷量を示し、11項目の信頼性係数も $\alpha=.91$ と高かった。そこでこの11項目の回答を単純加算し項目数で割る形で、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離尺度得点とした ($M=2.52$ $SD=.62$)。

(元) 受刑者一般に対する受容的態度

(元) 受刑者一般に対する態度に関する18項目について因子分析（最尤法）を用いた因子分析を実施した

Table 1 PFI 刑務所に対する態度 (最尤法 プロマックス回転後のパターン行列)

(N=210)

	第1因子 受刑者生活	第2因子 公正運営	第3因子 地域共生	第4因子 再犯防止
● 受刑者が中で、施設の中でつらい思いをする	<u>0.79</u>	0.00	0.07	-0.05
● 受刑者が「二度と刑務所に入りたくない」と思う	<u>0.72</u>	0.05	0.04	0.07
受刑者の生活環境が、一般社会に近い	<u>-0.65</u>	0.04	0.08	0.05
受刑者が、施設の外にいたときよりも快適な生活を送っている	<u>-0.63</u>	-0.04	-0.03	-0.09
公平・公正な手続きで、施設が開設された	0.08	<u>0.73</u>	0.09	-0.09
施設では、公正・公平な運営がなされている	-0.05	<u>0.70</u>	0.09	-0.08
施設内での不正が行なわれにくい	0.19	<u>0.52</u>	-0.18	-0.06
国や社会への貢献度が高い	-0.14	<u>0.51</u>	0.19	0.08
防犯管理がしっかりしている	0.26	<u>0.44</u>	-0.26	0.08
一般の人に社会的意義が理解されやすい	0.03	<u>0.41</u>	0.18	0.10
地域の人にとって、身近な施設である	0.13	0.04	<u>0.71</u>	0.00
地域の人に施設の中の様子が知られている	-0.03	0.08	<u>0.69</u>	-0.05
● 中で何が行なわれているか、一般の人には見えにくい	0.05	-0.01	<u>-0.62</u>	-0.05
民間の人が、受刑者の立ち直りに協力できる	0.00	0.11	<u>0.59</u>	0.06
出所後に、受刑者が再び犯罪をしなくなる	0.19	-0.14	0.06	<u>0.79</u>
● 出所後に再び刑務所に入所してしまう受刑者の割合が高い	-0.11	0.09	-0.06	<u>-0.73</u>
受刑者の社会復帰の意欲が高まる	-0.17	0.07	0.08	<u>0.41</u>
施設が、再犯防止の教育に力を入れている	-0.17	0.23	-0.22	<u>0.38</u>
受刑者が更生しやすい	-0.22	0.23	-0.12	<u>0.36</u>

(注) ●印の項目は尺度化の際に逆転項目として得点化した

ところ、固有値の変化から1因子構造が示唆された。そこでこの18項目について主成分分析を実施し、第1主成分に絶対値0.40以上の負荷量を示した13項目を、(元)受刑者に対する受容的態度を測定する尺度項目として用いることとした(Table 2)。尺度の信頼性は、 $\alpha=0.84$ である。回答を単純加算し項目数で割った値を、(元)受刑者一般に対する受容的態度得点とした($M=2.72$ $SD=0.43$)。

条件間の態度の比較

4つの実験条件間で、PFI刑務所や出所者に対する態度に違いがみられたか、各尺度について1要因の分散分析を実施した(Table 3)。

まずPFI刑務所に対する認識については、「受刑者生活」「地域共生」に実験条件の主効果が、「再犯防止」は主効果の傾向がみられた。下位検定の結果、「受刑者生活」については、受刑者情報提示群と両情報提示群のほうが、施設運営情報提供群・統制群よりも得点が

高かった。「地域共生」については、施設運営情報提示群が最も高く、それに両情報提供群が続き、受刑者情報提示群・統制群の得点は低かった。「再犯防止」については、受刑者情報提示群・可視化情報提示群・両情報提示群いずれも、統制群よりも得点が高かった。「公正運営評価」については、実験操作による有意な主効果はみられなかった。

PFI刑務所出所者に対する心理的距離と(元)受刑者一般に対する受容的態度については、心理的距離においてのみ実験条件の主効果が有意であり、統制群に比べて他の3つの条件では心理的距離が小さかった。(元)受刑者一般に対する受容的態度には、実験条件による有意な差はみられなかった。

公正世界信念と刑務所一般に対する信頼の影響

公正世界信念の得点分布をもとに、5点以下を低信念群(59.5%)、6点以上を高信念群(40.5%)に二分した。また、刑務所に対する信頼の得点分布をもとに、

Table 2 (元)受刑者一般に対する態度項目に対する主成分分析結果

(N=210)

	第1主成分
● 刑務所に入るような人は、一般の人とは全く異なる特殊な人だ	-0.49
刑務所に入っている人は、家庭に恵まれない人が多い	-0.09
刑務所に入ると、出所後に就職することは難しい	-0.13
世間は、刑務所に入っていた人に対し、偏見を持っている	-0.07
刑を終えたのだから、世間は出所した人を特別視せずに受け入れるべきだ	0.66
● 刑務所に入った人は、出てからも同じような犯罪を繰り返しやすい	-0.52
刑務所に入った人の大半は、自分の罪を深く反省している	0.40
刑務所でまじめにつとめる人は、更生する人が多い	0.31
● 誰でもふとしたことから、刑務所に入る可能性がある	0.46
● 国は受刑者が出所したら、積極的に仕事を紹介するべきだ	0.73
● 国は受刑者が出所したら、積極的に住居を与えるべきだ	0.71
受刑者に職業訓練をするのは、お金の無駄だ	-0.61
● 刑務所から出た後、職に就くことができれば、受刑者は犯罪を繰り返さなくなる	0.49
● 犯罪をした人も立ち直ることができる	0.62
家族に受刑者がいると、家族が差別されることがある	-0.19
● 刑務所から出た後は、地域が元受刑者を支える役割を担うべきだ	0.51
● 私は、立ち直ろうとしている出所者に力を貸してあげたい	0.65
私は、出所者にはあまりかかわりたくない	-0.71

(注) ●印の項目は尺度化の際に逆転項目として得点化した

Table 3 条件別の尺度得点

	1. 受刑者 情報提供 群		2. 施設運 営情報提 供群		3. 両情報 提供群		4. 統制群		
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	
受刑者生活	3.30	0.56	2.96	0.76	3.33	0.56	2.92	0.56	$F(3,205)=6.62^{***}$ 3・1 > 2・4
公正運営	2.96	0.66	3.11	0.69	3.05	0.56	2.93	0.55	$F(3,204)=0.941^{ns}$
地域共生	3.76	0.52	4.19	0.54	3.98	0.53	3.69	0.57	$F(3,206)=9.31^{***}$ 2 > 3 > 1・4
再犯防止	3.47	0.70	3.51	0.63	3.49	0.66	3.23	0.54	$F(3,206)=2.33^{\dagger}$ 2・3・1 > 4
PFI刑務所出所者に対する 心理的距離	2.45	0.52	2.48	0.66	2.40	0.53	2.74	0.70	$F(3,206)=3.32^*$ 4 > 2・1・3
(元)受刑者一般に対する 受容的態度	2.77	0.41	2.73	0.44	2.76	0.39	2.63	0.45	$F(3,206)=1.23^{ns}$

$\dagger p < .1$ * $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$

5点以下を低信頼群（52%）、6点以上を高信頼群（48%）に二分した。両群を合わせて分布をみると、低信念・低信頼 $N=69$ （32.9%）、低信念・高信頼 $N=56$ （26.7%）、高信念・低信頼 $N=41$ （19.5%）、高信念・高

信頼 $N=44$ （21.0%）であった。

さらに全実験条件を併せて、2（信頼低・信頼高） \times 2（信念低・信念高）の2要因の分散分析を、PFI刑務所に対する認識、PFI刑務所出所者に対する心理

Table 4 刑務所一般に対する信頼と公正世界信念の影響

	低信頼				高信頼				信頼主効果	信念主効果	交互作用
	低信念		高信念		低信念		高信念				
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD			
受刑者生活	3.00	0.69	3.27	0.54	3.08	0.68	3.27	0.53	$F(1, 205)=1.99$ ns	$F(1, 205)=6.70^*$ 低<高	$F(1, 205)=0.21$ ns
公正運営	2.99	0.64	3.06	0.57	2.97	0.64	3.05	0.63	$F(1, 204)=0.04$ ns	$F(1, 204)=0.637$ ns	$F(1, 204)=0.00$ ns
地域共生	3.75	0.59	3.99	0.56	3.96	0.56	3.99	0.53	$F(1, 206)=1.98$ ns	$F(1, 206)=2.90$ ns	$F(1, 206)=1.76$ ns
再犯防止	3.36	0.61	3.51	0.71	3.39	0.59	3.49	0.69	$F(1, 206)=0.05$ ns	$F(1, 206)=1.20$ ns	$F(1, 206)=0.06$ ns
PFI 刑務所出所者に対する心理的距離	2.65	0.69	2.54	0.65	2.47	0.51	2.36	0.56	$F(1, 206)=4.22^*$ 低>高	$F(1, 206)=1.70$ ns	$F(1, 206)=0.00$ ns
(元) 受刑者一般に対する受容的態度	2.58	0.49	2.73	0.37	2.75	0.39	2.90	0.35	$F(1, 206)=8.47^{**}$ 低<高	$F(1, 206)=6.66^*$ 低<高	$F(1, 206)=0.00$ ns

* $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

Table 5 (元) 受刑者一般への受容的態度、PF 刑務所出所者への心理的距離の背景 (N=207)

	(元) 受刑者一般に対する受容的態度 (N=207) β	PFI 刑務所出所者に対する心理的距離 (N=207) β
PFI 刑務所出所者に対する心理的距離	-0.54 ***	
受刑者生活	-0.09	.20 **
公正運営	0.10 †	-.04
地域共生	0.22 ***	-.19 *
再犯防止	0.04	-.06
公正世界信念	0.08	-.09
刑務所一般への信頼	0.18 **	-.16 *
受刑者状況情報提示 (1 = なし 2 = あり)	0.06	-.21 **
施設運営情報提示 (1 = なし 2 = あり)	-0.09	-.07
R^2	0.50 ***	.14 ***

† $p<.1$ * $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

的距離、(元) 受刑者一般に対する受容的態度をそれぞれ従属変数として実施した (Table 4)。PFI 刑務所の認識については、公正世界信念と刑務所への信頼の主効果はほぼ示されなかったが、一部「受刑者生活」については、公正世界信念の主効果が有意で、信念高群のほうが得点は高かった。

出所者に対する態度についてみると、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離は、刑務所一般に対する信頼の主効果がみられ、信頼高群の方が有意に心理的距離は小さかった。他方、(元) 受刑者一般に対する態度は、刑務所一般に対する信頼と公正世界信念のいずれの主効果も有意であり、信念高群、信頼高群で、それぞれ有意に受容的態度は高かった。

上記の結果は、本研究の仮説「公正世界信念が高いものは、出所者に対する受容的態度が低い、刑務所

一般に対する信頼が高いものにおいては、出所者に対する態度の差はみられない」が支持されなかったことを示している。

出所者に対する態度の背景

PFI 刑務所出所者に対する心理的距離、および (元) 受刑者一般に対する受容的態度の背景を明らかにするために、重回帰分析を行なった。

まず独立変数として (元) 受刑者一般に対する受容的態度を、従属変数として PFI 刑務所出所者に対する心理的距離、PFI 刑務所に対する認識 (4 尺度)、公正世界信念、一般刑務所への信頼、実験操作時の受刑者状況の情報提示 (無を 1、有を 2)、実験操作時の施設運営情報の提示 (無を 1、有を 2) を投入して、重回帰分析を行なった。その結果、Table 5 に示す結果と

なり、PFI 刑務所出所者への心理的距離が、受容的態度に有意な負の標準偏回帰係数を示した。他に、地域共生、刑務所一般に対する信頼も有意な正の関連を示した。

続いて、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離を従属変数とし、(元) 受刑者一般に対する受容的態度を除く他の変数を独立変数として、重回帰分析を行った (Table 5)。その結果、地域共生、刑務所一般に対する信頼、受刑者状況の情報提示が、有意な負の標準偏回帰係数を示し、受刑者情報は有意な正の関連を示した。

考 察

PFI 刑務所に関する情報提示と態度の関連

本研究の第1の目的は、PFI 刑務所に対するどのような知識獲得が、施設や出所者に対する受容的態度に関連するのかを明らかにすることであった。PFI 刑務所について事前知識がない大学生に、4つの条件でPFI 刑務所に対する情報を提示し、PFI 刑務所に対する認識、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離、(元) 受刑者一般に対する受容的態度が、いずれの情報も提示されない統制群と異なるか比較した。

まずPFI 刑務所に対する認識については、4条件間で差がみられ、受刑者情報提示群は、統制群と比較して、施設の特徴として「受刑者生活」「再犯防止」を認識する程度が高くなった。施設運営情報提示群では、「再犯防止」「地域共生」を認識する程度が高くなった。両情報提示群では、「受刑者生活」「再犯防止」「地域共生」を認識する程度が高くなった。全体として、提供された情報に関連する側面で、PFI 刑務所の特徴を認識することが示されている。このことから、PFI 刑務所について知らない人々には、情報提示することで、新たに獲得した知識に対応する形で認識の変容が生じることが確認された。ただし、公正な運営がなされているか否かについては、情報提示による影響がみられなかった。この原因として、施設運営情報提示群での説明文が、実験参加者には理解しにくいものであった可能性が考えられる。その一方で、従来型刑務所においても公正な運営がなされていると参加者が判断したため、情報提示によってもPFI 刑務所が公正であると強く認識されなかった可能性もあり、この点については改めて検討する必要がある。

一方、実験条件による出所者への態度の差を分析したところ、いずれの情報提示された条件も、統制群と比較して、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離が近くなっていた。また、心理的距離を従属変数にした重回帰分析の結果からは、PFI 刑務所に対する認識のうち、「地域共生」が特に心理的距離を近づけることに関連していることが示された。なお、PFI 刑務所出所

者への心理的距離の近さは、(元) 受刑者一般への受容的態度を促進させている。以上の結果から、矯正システム自体を理解することが、出所者全体へのステレオタイプや偏見を変容させる心理プロセスが示されたとともに、PFI 刑務所が開設地域に共生的に運営されること、それを広く社会が認識することが、出所者の社会的包摂に結びつく結論づけられる。

ただし、PFI 刑務所に関する知識獲得が、(元) 受刑者一般に対する受容的態度を直接的に促進させたわけではなかった。今後は一般刑務所に関する情報提示も含め、出所者一般への態度変容の問題について検討する必要がある。

公正世界信念と刑務所一般に対する信頼の影響

本研究の第2の目的は、公正世界信念および刑務所一般に対する信頼が、施設や出所者に対する受容的態度に関連するのかを明らかにすることにあった。具体的には、「公正世界信念が高いものは、出所者に対する受容的態度が低い」、刑務所一般に対する信頼が高いものにおいては、出所者に対する態度の差はみられない」との仮説が提出され、検証が試みられた。

この目的に沿い、公正世界信念の高低、刑務所一般に対する信頼の高低、それぞれで全体を2分して、出所者に対する態度の影響を比較した。その結果、(元) 受刑者一般に対する受容的態度において公正世界信念の有意な主効果がみられたが、仮説とは逆に、公正世界信念高群の方が受容的な態度を示す結果となり、仮説は支持されなかった。

既存の裁判過程研究では、公正世界信念の強さは逸脱者に対する厳罰化を求める傾向につながると指摘されており (白井, 2010, 2011)、本研究においても公正世界信念の強いものは、過去に社会的逸脱をした経験をもつ(元) 受刑者に対して否定的な態度を示すことを予測していた。しかしながら結果は、「報い」としての刑を終えた受刑者に対しては、公正世界信念の高いもののほうが受容的態度を示していた。ただし、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離の得点については、公正世界信念の主効果は有意ではなかった。このため公正世界信念の高さが、矯正システムに対する態度に及ぼす影響については、今後詳細に検討する必要がある。また、本実験で測定した態度は顕在的な指標を用いたものであり、回答者自身が認知的な整合性を保つために、公正世界信念の高いものが受容的な回答をした可能性もある。このため測定の方法も含めた検討が求められる。

一方、刑務所一般に対する信頼は、PFI 刑務所出所者への心理的距離、(元) 受刑者一般に対する受容的態度、いずれにも有意な主効果を示し、信頼高群の方が、

PFI 刑務所出所者に対して心理的距離は小さく、(元) 受刑者一般に対する態度も受容的であった。そして、信頼と公正世界信念との交互作用は有意ではなかった。また、刑務所一般に対する信頼は、PFI 刑務所出所者への心理的距離・刑務所出所者一般に対する受容的態度、いずれを従属変数とする重回帰分析においても、有意な標準化係数を示していた。刑務所に対する信頼は、PFI 刑務所出所者への心理的距離を小さくし、刑務所出所者一般に対する受容的態度を促進させるものと考えられる。ただし、本研究では公正世界信念、刑務所への信頼、いずれも2項目の回答を単純加算する形で得点化している。両尺度とも信頼性は十分とはいえず、今後使用する尺度項目を再検討し、その上で関連性分析することが必要である。

矯正施設理解と出所者の社会的包摂促進にむけて

本研究では、PFI 刑務所に対する情報提示が、実際に矯正施設に対する認識を変容させるとともに、その中でも施設が地域の人々に受け入れられているという「地域共生」の情報が、出所者への受容的態度を生じさせることが示された。PFI 刑務所は、その開設理念の中に「地域との共生」を掲げているが、「地域共生」は、地元住民に施設が受け入れられ、地元が活性化するという、局所的影響だけでなく、その事実が社会に共有されることで、矯正システム全体の信頼性を高め、施設や出所者の社会的包摂を促す影響力をもつ。本実験に参加した大学生の中で PFI 刑務所を事前に知っていたものは1.8%にとどまっており、これまでの調査でも PFI 刑務所の認知は全国的にみると高いとは言えない(上瀬ら、印刷中)。しかし本研究結果からは、「地域との共生」に焦点を当てた形での PFI 刑務所のより積極的な広報が、出所者の社会的包摂のために重要な役割を担っているものと論考される。

なお、本研究では、共生が進んでいるという事実を知ることが、さらに地区外の人々に対しても矯正システム全体への信頼性を示す証左となり、結果として出所者に対する社会的包摂を促進するものと推察したが、情報提示後の、矯正システムへの信頼については測定されていない。今後は矯正システムへの信頼自体を測定して、態度変容のプロセスを検討することが求められる。

本研究の問題点と今後の課題

本研究で参加者に提示された PFI 刑務所に関する情報は各施設のホームページや法務省の資料を参考にして、著者が任意に選択したものである。条件間の情報量等は十分に統制されておらず、このことが、条件による態度変容の差に影響を与えた可能性がある。また、

これらの情報が PFI 刑務所の特徴を示すものとして適切なものか、妥当性の検証は不十分である。

さらに PFI 刑務所出所者への心理的距離を従属変数とした重回帰分析において、受刑者生活の情報を獲得することが心理的距離を広げる結果になっていた。PFI 刑務所では、受刑者は一般社会に近い形で生活をし、職業訓練や改善指導をうけている。このような受刑者の生活を知ることが、「罪を反省していない受刑者」という否定的なステレオタイプを強化し、出所者との心理的距離を大きくした可能性もある。受刑者生活の情報獲得の負の側面については、その理由を本研究では十分明らかにすることはできなかった。今後、PFI 刑務所に関する情報提示と態度変容との関連を検討する際には、どのような情報をどのような形で提示することが態度変容と関連するのか、より精緻に検討することが必要である。

また、本実験で参加者に提示した情報は PFI 刑務所に関するものに限定されていた一方で、刑務所一般に対する信頼や、(元) 出所者一般に対する受容的態度に関しては、従来型刑務所への態度を尋ねており、両者の間には隔りがある。今後は、PFI 刑務所に対する態度変容が、どのようにして一般刑務所に対する態度や出所者への態度に結びつのか、その過程について詳細な検討が求められる。

最後に、本研究では矯正施設のうち、PFI 刑務所に焦点を当て、出所者の社会的包摂について論じているが、日本の刑務所の大半を占めているのは従来型の(官民協働ではない) 刑務所である。このため今後は、一般の人々にどのように情報を提供していくのか、従来型刑務所での「可視化」はどのような形でなされるべきかの検討に進む必要があると考える。

引用文献

- Allport, G. W. (1954). *The nature of prejudice*. New York: Doubleday Anchor Books. (原谷達夫・野村昭 訳 1961 偏見の心理 培風館)
- Baumeister, R. F., & Leary, M. R. (1995). The need to belong: Desire for interpersonal attachments as a fundamental human motivation. *Psychological Bulletin*, *117*, 497-529.
- Brown, R. (2010). *Prejudice: Its social psychology* (2nd ed.). West Sussex, UK: Wiley-Blackwell.
- Cook, S. W. (1985). Experimenting on social issues: The case of school desegregation. *American Psychologist*, *40*, 452-460.
- 深草茉莉・浦光博 (2009). 公正なる世界観, ハイメインテナンス相互作用, 制度への信頼が規範的判断に及ぼす影響 日本社会心理学第50回大会・日本グ

- ループダイナミクス学会第56回大会合同大会発表
論文集, 138-139.
- 犯罪白書 (2012). 平成24年版 犯罪白書——刑務所出
所者等の社会復帰支援—— 法務省
- 上瀬由美子 (2010). 美祢市市民調査から (新しい施設
処遇の意義と展望) 日本犯罪社会学会第37回大会要
旨集, 57-58.
- 上瀬由美子 (2013). 島根あさひ社会復帰促進センター
に対する住民意識の変容 島根あさひ社会復帰促進
センター開設5周年記念フォーラム報告書
- 上瀬由美子 (2016 a). 矯正施設ステレオタイプ——イ
メージの変容に向けて—— 刑政, 第127巻, 6号,
36-43.
- 上瀬由美子 (2016 b). 矯正システムの可視化による社
会的包摂促進の検討——喜連川社会復帰促進センター
に対する近隣住民の意識調査—— 立正大学心理学研
究所紀要, 14, 1-13.
- 上瀬由美子・高橋尚也・矢野恵美 (印刷中). 官民協
働刑務所開設による社会的包摂促進の検討 心理学研
究
- 上瀬由美子・手塚文哉・松尾和英・坂上香・藤森立男
(2015). 社会貢献の心理学——司法と地域連携につ
いて—— 応用心理学研究, 41, 第14号, 108-134.
- Lerner, M. J. (1980). The belief in a just world: A
fundamental delusion. New York: Plenum Press.
- Lucker, G. W., Rosenfield, D., Sikes, J., & Aronson, E.
(1976). Performance in the interdependent class-
room: A field study. American Educational
Research Journal, 13, 115-123.
- 今野裕之・堀洋道 (1998). 正当世界信念が社会状況
の不正判断に及ぼす影響について 筑波大学心理
学研究, 20, 157-162.
- 村山綾・三浦 麻子 (2015). 被害者非難と加害者の非
人間化——2種類の公正世界信念との関連—— 心
理学研究, 86, 1-9.
- 西田博 (2012). 新しい刑務所の形——未来を切り拓く
PFI 刑務所の挑戦—— 小学館集英社プロダクシ
ョン
- 島根県立大学 PFI 研究会 (編) (2004). PFI 刑務所の
新しい試み——島根あさひ社会復帰促進センターの
挑戦と課題—— 成文堂
- 白井美穂 (2010). 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向
けて(1)——概念の提起—— 東洋大学大学院紀要
(社会学研究科), 46, 113-123.
- 白井美穂 (2011). 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向
けて(2)——尺度の検討—— 東洋大学大学院紀要
(社会学研究科), 47, 151-166.
- 白井美穂・サトウタツヤ・北村英哉 (2011). 複線経
路・等至性モデルからみる加害者の非人間化プロセ
ス——“Demonize”と“Patientize”——法と心理,
11, 49-46.
- 浦光博 (2009). 排斥と受容の行動科学——社会と心
が作り出す孤立——サイエンス社
- Weiner, B., Perry, R. P., & Magnusson, J. (1988). An
attributional analysis of reactions to stigmas. Jour-
nal of personality and social psychology, 55, 738-48.
- 矢野恵美・上瀬由美子・齋藤実 (2014). 地域と刑務
所の共生・共創は可能か 日工組社会安全財団 2013
年度一般研究助成最終報告書.
([http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/
2015/01/RP2013A_006.pdf](http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2015/01/RP2013A_006.pdf))

注

- 1) 本稿の調査は、以下の研究助成をうけて実施され
た：日本学術振興会科学研究費助成事業 平成26年
度基盤研究(C)「可視化した社会システム」導入に
伴うステレオタイプ・偏見低減と社会的包摂過程(代
表者：上瀬由美子)。
- 2) 用いられたのは以下の項目である。「同じ地区に住
む」「一緒にゼミで学ぶ」「一緒に職場で働く」「同じ
アパートに住む」「ルーム・シェアをする」「力仕事
を手伝う」「困っている時にお金を貸す」「落ち込ん
でいる時に励ます」「アルバイト先を紹介する」「悩
みや愚痴を聞く」「気分転換につき合って遊ぶ」
- 3) 4つの条件別に2(信頼低・信頼高)×2(信念
低・信念高)2要因の分散分析を行ったところ、条
件によって異なる部分に有意な主効果がみられた。
受刑者情報提示群では、「地域共生」で、信念と信頼
の交互作用が有意な傾向がみられた ($F(1,47)=2.99$
 $p<.1$)。単純主効果の検定の結果、信念低群におい
てのみ、信頼の主効果が有意であった ($F(1,47)=5.72$
 $p<.05$ 低<高)。施設運営情報提示群では、「受刑者
生活」において公正世界信念の主効果が有意な傾向
がみられた ($F(1,48)=2.83$ $p<.1$ 低<高)。また「公
正運営」において、信念と信頼の交互作用が有意で
あった ($F(1,48)=8.45$ $p<.01$)。単純主効果の検定の
結果、信頼低群では信念高低の主効果が有意な傾向
($F(1,48)=3.99$ $p<.1$ 低>高)、信頼高群では信念高
低の主効果が有意 ($F(1,48)=4.47$ $p<.05$ 低<高)で
あった。また、信念高群で、信頼高低の主効果が有
意であった ($F(1,48)=7.14$ $p<.05$ 低<高)。統制群で
は、「受刑者生活」について信念の有意な主効果
($F(1,49)=7.30$ $p<.01$ 低<高)、「再犯防止」について
信念の有意な主効果 ($F(1,50)=7.50$ $p<.01$ 低<高)
がみられた。両情報提示群では、信念および信頼の
主効果は、いずれも有意でなかった。

要 約

本研究は、PFI 刑務所に関する情報獲得と矯正システムに関する態度変容の関連について注目した。223人の大学生を対象にし、PFI 刑務所に関する情報を提示する実験を行った。参加者は以下の4条件に振り分けられた：(1)受刑者情報提示群、(2)施設運営情報提示群、(3)両情報提示群、(4)統制群。説明を読んだあとで、参加者はPFI 刑務所や出所者に対する態度を尋ねる質問に回答した。その結果、(1)(2)(3)条件では、統制群と比較して、PFI 刑務所出所者に対する心理的距離が近かった。また、刑務所に対する信頼が、刑務所出所者一般に対する受容的態度を促進させていた。結論として、日本の刑務所出所者の社会的包摂のために、刑務所施設全体の信頼感を高めることの重要性和、矯正システムに関する広報の有効性が議論された。

キーワード：社会的包摂、矯正システムの可視化、社会的制度的支持、刑務所、接触仮説